

【用語の解説】

個人の基本属性に関する事項

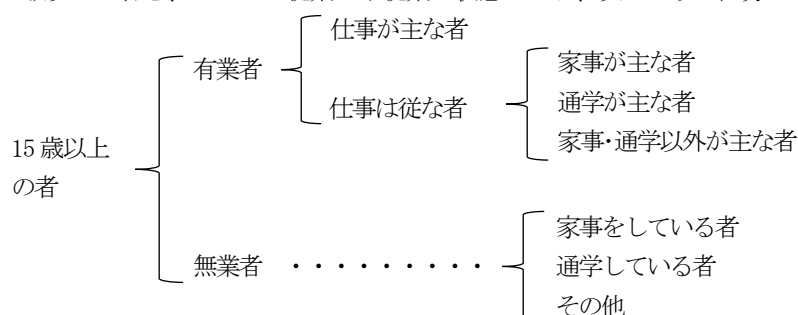
1 年齢

令和4年9月30日現在における満年齢である。

就業に関する事項

2 就業状態・仕事の主従

15歳以上の者を、ふだんの就業・不就業の状態により、次のように区分した。



<就業状態の捉え方>

国勢調査や労働力調査が月末1週間の就業・不就業の状態を把握しているのに対し、この調査では、ふだんの就業・不就業の状態を把握している。

有業者……ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日（令和4年10月1日）以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者

なお、家族が自家営業（個人経営の商店、工場や農家など）に従事した場合は、その家族が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。

また、仕事があつたりなかつたりする人や、忙しい時だけ家業を手伝う人などで、「ふだんの就業状態」がはっきり決められない場合は、おおむね、1年間に30日以上仕事をしている場合を、有業者とした。

無業者……ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者

3 従業上の地位・雇用形態

有業者を、次のように区分した。

自営業主……個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家、家政婦など自分で事業を営んでいる者
自営業主を、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」、「内職者」の3つに区分した。

雇人がいる業主…自営業主のうち、ふだん有給の従業員を雇い、事業を営んでいる者

雇人がいない業主…自営業主のうち、ふだん有給の従業員を雇わず、自分一人で又は家族と事業を営んでいる者

内職者…自宅で部品・原材料の支給を受け、人を雇わず、作業所や据付機械など大がかりな固定的設備を持たないで行う仕事をしている者

家族従業者……自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている者

雇用者……会社員、団体職員、公務員、個人商店の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者

会社などの役員…会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者

「会社などの役員」以外の雇用者を、勤め先での呼称によって、次の7つに区分した。

なお、「正規の職員・従業員」以外の6区分をまとめて「**非正規の職員・従業員**」とした。

正規の職員・従業員…一般職員又は正社員などと呼ばれている者

パート…就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」又はそれに近い名称で呼ばれている者

アルバイト…就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者

労働者派遣事業所の派遣社員…「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年法律第88号)に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者

ただし、次のような業務に従事する者を含めない。

- ・港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関係の業務
- ・デパートの派遣店員など
- ・民営の職業紹介機関やシルバー人材センターなどの紹介による場合や請負、出向

契約社員…専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある者

嘱託…労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者

その他…上記以外の呼称の場合

また、有業者のうち、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主又は一人社長であって、その仕事で収入を得る者」をフリーランスとした。

<フリーランスの考え方>

この調査におけるフリーランスは、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(令和3年3月26日内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省)の定義である「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」に準拠しているものの、おおよそ全ての職業について、経験や知識、スキルを活用して行っていると考えられることから、ガイドラインにおける定義のうち「自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」を「その仕事で収入を得る者」として扱っている。

4 産業

産業は、有業者が実際に働いている事業所の事業の種類によって定めた。ただし、労働者派遣事業所の派遣社員については、派遣先の事業所の事業の種類によっている。

産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものをを用いている。

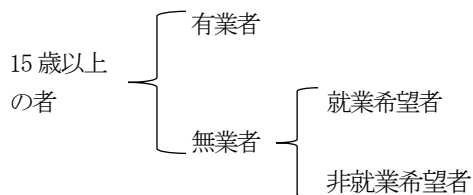
5 職業

職業は、有業者が実際に従事している仕事の種類によって定めた。

職業分類は、日本標準職業分類(平成21年12月改定)に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものをを用いている。

6 就業希望

就業に関する希望により、15歳以上の者を次のように区分した。



就業希望者…何か収入になる仕事をしたいと思っている者

非就業希望者…仕事をする意思のない者

7 非就業希望理由

無業者で収入になる仕事をしたいと思っていない理由を次の11区分とした。

- ・ 出産・育児のため
- ・ 家事（出産・育児・介護・看護以外）のため
- ・ 病気・けがのため
- ・ 学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている
- ・ 仕事をする自信がない
- ・ 特に理由はない
- ・ 介護・看護のため
- ・ 通学のため
- ・ 高齢のため
- ・ ボランティア活動に従事している
- ・ その他

8 現職の就業形態に就いている理由（非正規の職員・従業員及びフリーランスのみ）

現在の就業形態を選択した理由を次の7区分した。

- ・ 自分の都合のよい時間に働きたいから
- ・ 家事・育児・介護等と両立しやすいから
- ・ 専門的な技能等を生かせるから
- ・ その他
- ・ 家計の補助・学費等を得たいから
- ・ 通勤時間が短いから
- ・ 正規の職員・従業員の仕事がないから

9 就業調整の有無（非正規の職員・従業員及びフリーランスのみ）

収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整しているかどうかによって、「就業調整をしている」と「就業調整をしていない」に区分した。

10 前職の離職理由

前の仕事を辞めた理由を次の15区分とした。

- ・ 会社倒産・事業所閉鎖のため
- ・ 人員整理・勧奨退職のため
- ・ 事業不振や先行き不安のため
- ・ 定年のため
- ・ 雇用契約の満了のため
- ・ 収入が少なかったため
- ・ 労働条件が悪かったため
- ・ 結婚のため
- ・ 出産・育児のため
- ・ 介護・看護のため
- ・ 病気・高齢のため
- ・ 自分に向かない仕事だった
- ・ 一時的についた仕事だから
- ・ 家族の転職・転勤又は事業所の移転のため
- ・ その他

11 テレワーク

有業者が、情報通信技術（ICT）を活用して、本拠地のオフィス（事業場・仕事場）から離れた場所（自宅、サテライトオフィス、出先、移動中の乗り物等）で仕事をするをいう。または、雇人がいない自営業主が、ICTを活用して、自宅や自宅に準じた場所で、注文者からの委託を受けて仕事をするをいう。

このテレワークを実施した者について、1年間の就業日数に占める実施割合を、次のように区分した。

- ・ 20%未満
- ・ 20～40%未満
- ・ 40～60%未満
- ・ 60～80%未満
- ・ 80%以上

さらに、テレワークを実施した主な場所を次の3つに区分した。

- ・ 自宅
- ・ サテライトオフィス…事業主の指定する場所であり、かつ、本拠地のオフィスとは別の場所にあるオフィススペースなどをいう。
- ・ その他

12 副業

主な仕事以外に就いている仕事をいう。

なお、2つ以上の副業をしている場合は、就業時間の長い方、又は収入の多い方を主な副業としている。ただし、これらによっても決められない場合は、回答者が主と考えている副業としている。

育児・介護に関する事項

13 育児の状況

育児をしている…ここでいう、ふだん「育児をしている」とは、小学校入学前の未就学児を対象とした育児をいい、以下のようなことを指す。ただし、孫、おい・めい、弟妹の世話などはこれに含まない。

- ・ 乳幼児の世話や見守り
- ・ 乳児のおむつの取替え
- ・ 就学前の子供の送迎、付添い、見守りや勉強・遊び・習い事などの練習の相手
- ・ 就学前の子供の保護者会への出席

育児の頻度…ふだんの1日当たりの家事・育児時間※を次の6区分とした。

- ・ 1時間未満
- ・ 1～2時間未満
- ・ 2～4時間未満
- ・ 4～6時間未満
- ・ 6～8時間未満
- ・ 8時間以上

※ ふだんの1日当たりの家事・育児時間とは、通常（仕事をしている人は仕事をしている日）1日に行っている家事（炊事・掃除・洗濯など）や育児の時間をいう。

14 介護の状況

介護をしている…ここでいう、ふだん家族の「介護をしている」とは、日常生活における入浴・着替え・トイレ・移動・食事などの際に何らかの手助けをする場合をいい、介護保険制度で要介護認定を受けていない人や、自宅外にいる家族の介護も含まれる。ただし、病気などで一時的に寝ている人に対する介護はこれに含まない。

なお、ふだん介護をしているかはっきり決められない場合は、便宜、1年間に30日以上介護をしている場合を「介護をしている」とする。

介護の頻度…ふだんの介護日数を次の6区分とした。

- ・ 月に3日以内
- ・ 週に1日
- ・ 週に2日
- ・ 週に3日
- ・ 週に4～5日
- ・ 週に6日以上